

アジア局長 第二課長 7
二復業第四号の一一五

昭和二十九年二月九日

引揚援護庁復員局第二復員局残務處理部復員業務課長

外務省アジア局第二課長 殿

アジア局第二課長

浮島丸死没者遺体處理状況等について（回答）

電話を以て照会のありました標記の件は左記の通りであります

記

一、遺体調査再開の時期

昭和二十九年一月初

二、遺体調査の現況

飯野重工業としては解体作業着手に先立つて船内の遺体を揚収することとし、現在連日潜水工を入れて船内の遺体を収容しておりますが船体内は泥土のため水中電灯利かず探索は極めて困難の由である。



Handwritten signature

Red handwritten mark



1. 出土の式の水の中置かれた屍体を発見した。因襲の由である。
 2. 「興安製日製木工」の工場の内、敷地を埋容した。また、改修中の
 3. 遺体重工業の工場に於ける朝鮮人の労働者の遺体である。
 4. 二重村調査の結果
 5. 昭和二十一年一月一日
 6. 二重村調査再開の報復

調査の結果、昭和二十一年一月一日、二重村調査再開の報復。

昭和二十一年一月一日

昭和二十一年一月一日

昭和二十一年一月一日

三、現在迄の揚収遺体（三九二、五現在）

収容年月日	所在 個 所	身分	性別	氏名	年齢	本籍地	記 事
二九一、七	浮島丸前部二番船艙	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	
二九一、一〇	"	"	"	八体	(子供)	"	満十四才未満と認定のもの
"	"	"	"	一七体	(大人)	"	
二九一、一八	"	"	"	一七体	(大人)	"	
二九一、一	"	"	"	一三三体	(子供)	"	
計				四一七体			

四、飯野重工業の態度

会社側は死没者に対して極めて敬虔な態度をとっており、工事全般特に遺体揚収作業については当方の指示を厳守している。

五、現地に於ける在日朝鮮人の動向

(1) 十二月上旬、在日本朝鮮解放救援会中央総本部（港区新橋七の一二）より近畿財務局に対し「浮島丸を飯野に払下げられたる由なるも船内には多数の遺骸もあることにつき飯野に対する払下げを取消しこれを当会に払下げられたい」旨要望があつた由。

(2) 一月十六日右中央総本部金範及び襄某の二名舞鶴へ出向飯野にて情況

(問) 遺骨を最終的にどう扱うのか。

(答) 政府としては定められている外地出身者遺骨取扱要領で扱う。

(問) 浮島丸問題について大いに世論を喚起したいと考えている協力されたい。

(答) どうか正しい意味に於ける世論喚起に努力されたい。

併し「便乗者八千人」とか「故意による爆沈」の如き風説をとばすことは寧ろ両国親善の害になるから協力出来ぬ。

写送付先 各地方復員残務處理部復員業務課長

(終)